

# － 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和3年3月19日・東京都規則第34号

## 1 概要

### (1) 改正理由

#### ア 大気汚染防止法関係

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第304号）及び大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和2年環境省令第25号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

#### イ はんこレス関係

都政の構造改革におけるはんこレスの取組に伴い、規定を整備する必要がある。

### (2) 改正内容

#### ア 大気汚染防止法関係

(ア) 規則第60条の「規則で定める石綿含有材料」を、改正後の大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第10条の2の「政令で定める特定建築材料」と同様の定義とする。

(イ) 規則別記第35号様式には、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）に規定する様式第3の4に記載した事項を転記する箇所がある。大気汚染防止法施行規則様式第3の4が改正されたので、同様式を引用している箇所について規定整備を行う。

#### イ はんこレス関係

規則別記様式における押印の取扱いについて、規定整備を行う。

## 2 施行日

令和3年3月19日

## 3 問合せ先

環境局環境改善部大気保全課

直通 03-5388-3493